

那覇市公報

号外第 7 1 4 号その 6

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(ちゃーがんじゅう課)…………… 2154
- 那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(ちゃーがんじゅう課)…………… 2197
- 那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(ちゃーがんじゅう課)…………… 2225
- 那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(ちゃーがんじゅう課)…………… 2260
- 那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(保護管理課) …… 2292
- 那覇市保健所設置条例(保健所準備室)…………… 2304
- 那覇市食品衛生法施行条例(保健所準備室)…………… 2305
- 那覇市理容師法施行条例(保健所準備室)…………… 2318
- 那覇市興行場法施行条例(保健所準備室)…………… 2322
- 那覇市旅館業法施行条例(保健所準備室)…………… 2329
- 那覇市公衆浴場法施行条例(保健所準備室)…………… 2338
- 那覇市医療法施行条例(保健所準備室)…………… 2347
- 那覇市クリーニング業法施行条例(保健所準備室)…………… 2348

条 例

那覇市条例第53号

平成24年12月28日

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防
認知症対応型通所介護(第6条—第8条)

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(第9条—第11条)

第3節 運営に関する基準(第12条—第41条)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第42条・第43条)

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第44条)

第2節 人員に関する基準(第45条—第47条)

第3節 設備に関する基準(第48条・第49条)

第4節 運営に関する基準(第50条—第66条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第67条—第70条)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針(第71条)

第2節 人員に関する基準(第72条—第74条)

第3節 設備に関する基準(第75条)

第4節 運営に関する基準(第76条—第87条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第88条—第91条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115
条の14第1項及び第2項の規定に基づき、本市が指定する指定地域密着型介護予防

サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (4) 利用料 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (5) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第54条の2第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (6) 法定代理受領サービス 法第54条の2第6項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (8) 協力医療機関 当該指定地域密着型介護予防サービス事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。
- (9) 協力歯科医療機関 当該指定地域密着型介護予防サービス事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（解釈及び運用）

第4条 この条例の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する国の通知等において示された基準の趣旨及び内容に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応

型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型予防事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型予防事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(単独型・併設型予防事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供日ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる生活相談員が1人以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び提供時間帯を通じて専ら当該介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数

(3) 機能訓練指導員 1人以上

2 看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事することができる。

3 前項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者(当該介護を行う事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 年那覇市条例第 号。以下「基準条例」という。)第62条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介

護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を12人以下とする。

- 4 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有するものとし、当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 5 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 単独型・併設型予防事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、基準条例第62条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第7条 単独型・併設型予防事業者は、単独型・併設型予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型予防事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 単独型・併設型予防事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

- 第8条 単独型・併設型予防事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に

支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 単独型・併設型予防事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第64条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者若しくは入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型予防事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型予防事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型予防事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は基準条例第111条若しくは第131条の規定を満たすために必要な数以上とする。

- 2 共用型予防事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、基準条例第65条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等）

第10条 共用型予防事業所の利用定員（当該事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所等の施設ごとに1日当たり3人以下とする。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは介護療養型医療施設の運営（以下「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有するものでなければならない。

（管理者）

第11条 共用型予防事業者は、共用型予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型予防事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 共用型予防事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型予防事業者及び共用型予防事業者をいう。以下「通所介護予防事業者」という。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者（第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下この章において「従業

者」という。)の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 通所介護予防事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 通所介護予防事業者の使用する電子計算機と利用申込者又はその家族の使用する電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 通所介護予防事業者の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用する電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、通所介護予防事業者の使用する電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、通所介護予防事業者の使用する電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 通所介護予防事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる

次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち通所介護予防事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 6 前項の規定による承諾を得た通所介護予防事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第13条 通所介護予防事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の通所介護予防事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第15条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 通所介護予防事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第16条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申

込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 通所介護予防事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第17条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第18条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第19条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を本市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を

提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第20条 通所介護予防事業者は、介護予防サービス計画（省令第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第21条 通所介護予防事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第22条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第23条 通所介護予防事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所介護予防事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額

との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 通所介護予防事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

- 5 通所介護予防事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第24条 通所介護予防事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する本市への通知）

第25条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
(緊急時等の対応)

第26条 従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第27条 通所介護予防事業所の管理者(第7条又は第11条の管理者をいう。以下この条及び第43条において同じ。)は、通所介護予防事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 通所介護予防事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第28条 通所介護予防事業者は、通所介護予防事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第29条 通所介護予防事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、通所介護予防事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 通所介護予防事業者は、通所介護予防事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所介護予防事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第30条 通所介護予防事業者は、利用定員を超えて指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第31条 通所介護予防事業者は、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所介護予防事業者は、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。

3 通所介護予防事業者は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必要な物品の備蓄に努めなければならない。

（衛生管理等）

第32条 通所介護予防事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（掲示）

第33条 通所介護予防事業者は、通所介護予防事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第34条 通所介護予防事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た

利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 通所介護予防事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第35条 通所介護予防事業者は、通所介護予防事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第36条 通所介護予防事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第37条 通所介護予防事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所介護予防事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 通所介護予防事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 4 通所介護予防事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。
- 5 通所介護予防事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第46条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が

行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

- 6 通所介護予防事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第38条 通所介護予防事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所介護予防事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 通所介護予防事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第39条 通所介護予防事業者は、通所介護予防事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（地域との連携等）

第40条 通所介護予防事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 通所介護予防事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第41条 通所介護予防事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 通所介護予防事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針）

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 通所介護予防事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 通所介護予防事業者は、前項の評価について、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。
- 4 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 5 通所介護予防事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 6 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 通所介護予防事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画（以下この条において「サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 通所介護予防事業所の管理者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 通所介護予防事業所の管理者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。
- (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 従業者は、サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から当該サービ

ス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 通所介護予防事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(13) 通所介護予防事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定するサービス計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第44条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「居宅介護予防事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「居宅介護予防事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下この章において「従業者」という。）の員数は、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。

(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者 通いサービス（登録者を居宅介護予防事業所に通わせて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の利用者（当該事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予

- 防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所の利用者)の数が3人又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1人以上
- (2) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に訪問サービス(従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の提供に当たる従業者 常勤換算方法で1人以上
- (3) 宿直勤務を除く夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務する従業者 1人以上
- (4) 宿直勤務を行う従業者 当該宿直勤務に必要な数
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 第1項の従業者のうち1人以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス(登録者を事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う従業者を置かないことができる。
- 6 居宅介護予防事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護予防事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保険医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護事業者等により当該居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模

多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護予防事業所」という。）の訪問サービスにあたる従業者については、本体事業所の職員により当該居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護予防事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者又は複合型サービス従業者（基準条例第152条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができる。
- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護予防事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。
- 10 居宅介護予防事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該居宅介護予防事業所の他の職務に従事し、又は当該居宅介護予防事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
- 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護予防事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型居宅介護予防事業所の登録者に対して指定介護予防サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第68条第3号において「研修修了者」という。）を置くことができる。
- 13 居宅介護予防事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準

条例第83条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第46条 居宅介護予防事業者は、居宅介護予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、居宅介護予防事業所の管理上支障がない場合は、当該居宅介護予防事業所の他の職務に従事し、又は併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。居宅介護予防事業者は、居宅介護予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、居宅介護予防事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（基準条例第7条に規定する事業所をいう。）の職務に従事することができるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、居宅介護予防事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型居宅介護予防事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等（以下これらを「介護事業所等」という。）の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣がさだめる研修を修了しているものでなければならない。

（居宅介護予防事業者の代表者）

第47条 居宅介護予防事業者の代表者は、介護事業所等の従業者若しくは訪問介護

員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第48条 居宅介護予防事業所は、その登録定員（登録者の数（当該事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び基準条例第86条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下同じ。）を25人（サテライト型居宅介護予防事業所にあつては、18人）以下とする。

2 居宅介護予防事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（1） 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト型居宅介護予防事業所にあつては、12人）まで

（2） 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型居宅介護予防事業所にあつては、6人）まで

（設備及び備品等）

第49条 居宅介護予防事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、地域交流室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げるもののうち、居間、食堂及び宿泊室の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

（2） 宿泊室

ア 1室の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ 宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ 居間は、プライバシーが確保されたものであれば、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができるものとする。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 居宅介護予防事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。
- 5 居宅介護予防事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第87条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第50条 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス事業者等との連携)

第51条 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービ

スを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。
- 3 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第52条 居宅介護予防事業者は、従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第53条 居宅介護予防事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 居宅介護予防事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 居宅介護予防事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 宿泊に要する費用

(5) おむつ代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

5 居宅介護予防事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第54条 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 居宅介護予防事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第55条 居宅介護予防事業者は、毎月、本市(法第54条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付)

第56条 居宅介護予防事業者は、登録者が他の居宅介護予防事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があつた場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第57条 従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第58条 居宅介護予防事業者は、居宅介護予防事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第59条 居宅介護予防事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的に通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えることはやむを得ないものとする。

（非常災害対策）

第60条 居宅介護予防事業者は、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 居宅介護予防事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を図るとともに、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。

3 介護予防事業者は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必要な物品の備蓄に努めなければならない。

（協力医療機関等）

第61条 居宅介護予防事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。

2 居宅介護予防事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 居宅介護予防事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（調査への協力等）

第62条 居宅介護予防事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第63条 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 居宅介護予防事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 3 居宅介護予防事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 居宅介護予防事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第64条 居宅介護予防事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第45条第6項各号に掲げる施設その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（記録の整備）

第65条 居宅介護予防事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 居宅介護予防事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第25条に規定する本市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条及び第

32条から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 居宅介護予防事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 居宅介護予防事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望

を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。

- (3) 介護支援専門員又は研修修了者は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下この条において「サービス計画」という。）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
- (4) 介護支援専門員は、サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (6) 介護支援専門員は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切に行うものとする。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (11) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならない。
- (12) 居宅介護予防事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- (13) 介護支援専門員は、サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から当該サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。
- (15) 第1号から第13号までの規定は、前号に規定するサービス計画の変更について準用する。

(介護等)

第69条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 居宅介護予防事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 居宅介護予防事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第70条 居宅介護予防事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

- 2 居宅介護予防事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 居宅介護予防事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその

家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第71条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「共同生活介護予防事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「グループホーム」という。）ごとに置くべき指定予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。

（1） 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯を通じて勤務を行う従業者 当該共同生活住居の利用者（当該共同生活介護予防事業者が基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3人又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1人以上

（2） 夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務（宿直勤務を除く。）に従事する従業者 1人以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の従業者のうち1人以上のものは、常勤でなければならない。

4 グループホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合に

において、前3項に定める員数を満たす従業者を置くほか、基準条例第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

- 5 共同生活介護予防事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1人以上のものは、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることによりグループホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。
- 10 共同生活介護予防事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第111条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第73条 共同生活介護予防事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（共同生活介護予防事業者の代表者）

第74条 共同生活介護予防事業者の代表者は、介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第75条 グループホームは、共同生活住居を有するものとし、その数は、1又は2とする。

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第83条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、地域交流室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3 1室の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするすることができるものとする。

4 居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。

6 グループホームは、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設置しなければならない。

- 7 共同生活介護予防事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準条例第114条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（入退居）

第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供するものとする。

- 2 共同生活介護予防事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることを確認しなければならない。
- 3 共同生活介護予防事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の共同生活介護予防事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 共同生活介護予防事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 生活介護予防事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 共同生活介護予防事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第77条 共同生活介護予防事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 共同生活介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第78条 共同生活介護予防事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 共同生活介護予防事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 共同生活介護予防事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1）食材料費

（2）理美容代

（3）おむつ代

（4）前3号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 共同生活介護予防事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第79条 共同生活介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 共同生活介護予防事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（管理者による管理）

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第81条 共同生活介護予防事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員
- (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第82条 共同生活介護予防事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 共同生活介護予防事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第83条 共同生活介護予防事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第84条 共同生活介護予防事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 共同生活介護予防事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 共同生活介護予防事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第85条 共同生活介護予防事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 共同生活介護予防事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（記録の整備）

第86条 共同生活介護予防事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 共同生活介護予防事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 介護予防認知症対応型共同生活介護計画

（2） 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第79条第2項に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4） 次条において準用する第25条に規定する本市への通知に係る記録

（5） 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（6） 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（7） 次条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の

記録

（準用）

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第39条まで、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第60条中「居宅介護予防事業者」とあるのは「共同生活介護予防事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）

第88条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 共同生活介護予防事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 3 共同生活介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 共同生活介護予防事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 共同生活介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針）

第89条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第72条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下この条において「サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 計画作成担当者は、サービス計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- (4) 計画作成担当者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 計画作成担当者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。
- (7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。
- (8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (9) 計画作成担当者は、他の従業者及び利用者がサービス計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、

サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から当該サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

(10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

(11) 第1号から第9号までの規定は、前号に規定するサービス計画の変更について準用する。

（介護等）

第90条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行わなければならない。

2 共同生活介護予防事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第91条 共同生活介護予防事業者は、利用者の趣味又は嗜好^しに応じた活動の支援に努めなければならない。

2 共同生活介護予防事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 共同生活介護予防事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

付 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第10条第2項の規定により、本市のみなし指定を受けている指定地域密着型介護予防サービス事業者のうち、当該事業所の存する市町村の指定地域密着型介護予防サービス事業の基準を満たしているものについては、この条例の基準を満たしているものとみなす。

那覇市条例第54号

平成24年12月28日

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 趣旨及び基本方針等(第1条—第3条)

第2章 人員に関する基準(第4条)

第3章 設備に関する基準(第5条)

第4章 運営に関する基準(第6条—第42条)

第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針(第43条・第44条)

第2節 設備に関する基準(第45条)

第3節 運営に関する基準(第46条—第54条)

付則

第1章 趣旨及び基本方針等

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をい

う。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（解釈及び運用）

第3条 この条例の規定は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (ア) 入所者の数が30人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上
 - (イ) 入所者の数が30人を超えて50人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2人以上
 - (ウ) 入所者の数が50人を超えて130人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3人以上
 - (エ) 入所者の数が130人を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- (4) 栄養士 1人以上
 - (5) 機能訓練指導員 1人以上

- (6) 介護支援専門員 1人以上(入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。)
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 8 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 9 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

第3章 設備に関する基準

(設備)

第5条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、市長が、特別な事情があると認める場合は、4人以下とすることができる。

- イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 洗面設備
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 便所
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - (6) 医務室
 - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (7) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。
 - (8) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
 - (9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際して

は、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護老人福祉施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われ

るよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第11条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

- 6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

- 7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第12条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第13条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

（1）食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

（2）居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費

用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第15条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって

は、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、前項の評価を行う際は、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第16条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの

結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に入所者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更につい

て準用する。

（介護）

第17条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第18条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談及び援助）

第19条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第20条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第21条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第22条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第23条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

（入所者に関する市長への通知）

第24条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理）

第25条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介

護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

（管理者の責務）

第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第27条 計画担当介護支援専門員は、第16条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 第15条第5項に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (7) 第40第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（運営規程）

第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第29条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第30条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第31条 指定介護老人福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（衛生管理等）

第32条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第33条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第34条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第35条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得

た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（広告）

第36条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第37条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第38条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

- 5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第39条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供によ

り賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第42条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 施設サービス計画

（2） 第12条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第15条第5項に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4） 第24条に規定する市長への通知に係る記録

（5） 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（6） 第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

（この章の趣旨）

第43条 第2条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第44条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊

重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 設備に関する基準

（設備）

第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

（1）ユニット

ア 居室

（ア） 1室の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

（イ） 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

（ウ） 1室の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書のときは、21.3平方メートル以上を標準とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

（エ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

（ア） 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ）一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ）必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

（ア）居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ）要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

（ア）居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ）ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

（2）浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

（3）医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

（4）廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)として差し支えない。

（5）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第3節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介

護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第47条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の評価を行う際は、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（介護）

第48条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第49条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援

しなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第50条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に^し応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

（1）施設の目的及び運営の方針

（2）従業者の職種、員数及び職務の内容

（3）入居定員

（4）ユニットの数及びユニットごとの入居定員

（5）入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（6）施設の利用に当たっての留意事項

（7）非常災害対策

（8）その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次

に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、第27条第5号及び第42条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第42条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設に係る人員、設備及び運営に関する基準については、なお従前の例による。ただし、指定介護福祉施設サービスの取扱方針、非常災害対策、苦情処理及び記録の整備については、この条例の定めるところによる。
- 3 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び付則第5項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第5条第1項第8号及び第45条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
-

那覇市条例第55号

平成24年12月28日

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 趣旨及び基本方針等(第1条―第3条)

第2章 人員に関する基準(第4条)

第3章 施設及び設備に関する基準(第5条・第6条)

第4章 運営に関する基準(第7条―第42条)

第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針(第43条・第44条)

第2節 施設及び設備に関する基準(第45条)

第3節 運営に関する基準(第46条―第54条)

付則

第1章 趣旨及び基本方針等

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。)、

他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（解釈及び運用）

第3条 この条例の規定は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第4条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
- (2) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数
- (3) 看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護職員(以下「看護・介護職員」という。) 常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上(看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。)
- (4) 支援相談員 1人以上(入所者の数が100人を超えるときは、常勤の支援相談員1人に加え、常勤換算方法で、100人を超える部分を100で除して得た数以上)
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
- (6) 栄養士 入所定員100人以上の介護老人保健施設にあっては、1人以上
- (7) 介護支援専門員 1人以上(入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。)

(8) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

- 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 第1項第7号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。))の医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員
 - (2) 病院 医師、栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する介護療養型医療施設の場合に限る。)
 - (3) 診療所 医師
- 7 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を

目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医師、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の医師、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数

第3章 施設及び設備に関する基準

(施設)

第5条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合であって、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合であって、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 機能訓練室
- (4) 談話室
- (5) 食堂
- (6) 浴室
- (7) レクリエーション・ルーム
- (8) 洗面所
- (9) 便所

- (10) サービス・ステーション
- (11) 調理室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 汚物処理室

2 前項第1号及び第3号から第9号までに掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) 療養室

- ア 一の療養室の定員は、4人以下とすること。
- イ 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上とすること。
- ウ 地階に設けてはならないこと。
- エ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- キ ナース・コールを設けること。

(2) 機能訓練室 1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

(3) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(4) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

(5) 浴室

- ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(6) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(7) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。

(8) 便所

ア 療養室のある階ごとに設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 常夜灯を設けること。

- 3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（構造設備の基準）

第6条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- （1）介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（ア）消防長又は消防署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

（イ）第32条第4項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

（ウ）火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- （2）療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

- （3）療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 階段には、手すりを設けること。

(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(6) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前

項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護老人保健施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 6 前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第11条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第12条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等

が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

- 2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第13条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第14条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護

サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

- 2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その

入所者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第15条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第16条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、

常にその改善を図らなければならない。

- 7 介護老人保健施設は、前項の評価を行う際は、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第17条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に入所者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行う。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- (3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行う。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第20条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、

排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

- 第22条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好^しを考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。
- 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（相談及び援助）

- 第23条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

- 第24条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。
- 2 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（入所者に関する市長への通知）

- 第25条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当するときには、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。
- (1) 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理）

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 年那覇市条例第 号。）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（管理者の責務）

第27条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- （2）入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- （3）入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- （4）第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- （5）第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（運営規程）

第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- （1） 施設の目的及び運営の方針
- （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3） 入所定員
- （4） 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- （5） 施設の利用に当たっての留意事項
- （6） 非常災害対策
- （7） その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第30条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第31条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第32条 介護老人保健施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時にいて地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。

- 4 介護老人保健施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、非常電源の確保並びに医療品及び非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（衛生管理等）

第33条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院）

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院(当該介護老人保健施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。)を定めておかななければならない。

- 2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該介護老人保健施設との間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第36条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第37条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第38条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定による市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45

条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。

- 6 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第39条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第42条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）施設サービス計画

（2）第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

（3）第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（4）第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（5）第25条に規定する市長への通知に係る記録

（6）第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（7）第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

（この章の趣旨）

第43条 第2条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第44条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、

施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

（厚生労働省令で定める施設）

第45条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。

ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつて、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつて、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 診察室
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) サービス・ステーション
- (6) 調理室

(7) 洗濯室又は洗濯場

(8) 汚物処理室

2 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 療養室

(ア) 一の療養室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

b ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) 地階に設けてはならないこと。

(オ) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(カ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(キ) 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(ク) ナース・コールを設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面所

（ア）療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ）身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

（ア）療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ）ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

（ウ）常夜灯を設けること。

（2）機能訓練室 1平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

（3）浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第2号及び第3号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

（1）ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（ア）消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

（イ）第54条において準用する第32条第4項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

- (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 階段には、手すりを設けること。
- (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)として差し支えない。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- (6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 5 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号いずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されて

おり、円滑な消火活動が可能なものであること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第46条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

- 第47条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 7 ユニット型介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 9 ユニット型介護老人保健施設は、前項の評価を行う際は、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第49条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第50条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好^しに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第52条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

ない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2

項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第2項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する介護老人保健施設に係る人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、なお従前の例による。ただし、介護保健施設サービスの取扱方針、非常災害対策、苦情処理及び記録の整備については、この条例の定めるところによる。
- 3 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第5条第2項第1号イの規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。
 - （1）平成18年7月1日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着手された転換に係る療養室 平成30年3月31日までの間、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上であること。
 - （2）平成18年7月1日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着手されていない転換に係る療養室 入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上で

あること。

- 4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合においては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該介護老人保健施設の入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第5条第1項の規定にかかわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。
- 5 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第5条第2項第2号中「1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「40平方メートル」とする。
- 6 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第4号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 7 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂については、第5条第2項第2号及び第4号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
 - (1) 機能訓練室及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。
この場合にあっては、機能訓練又は食事の提供に支障がない広さを確保し、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること。
 - (2) 機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有し、食堂は、1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とし、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること。
- 8 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療

養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設に限る。）を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第45条第2項第2号中「1平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「40平方メートル」とする。

- 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。
- 11 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は1.6メートル以上とする。

那覇市条例第56号

平成24年12月28日

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例

目次

第1章 趣旨及び基本方針(第1条—第3条)

第2章 人員に関する基準(第4条)

第3章 設備に関する基準(第5条—第7条)

第4章 運営に関する基準(第8条—第41条)

第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に
する基準

第1節 趣旨及び基本方針(第42条・第43条)

第2節 設備に関する基準(第44条—第46条)

第3節 運営に関する基準(第47条—第55条)

付則

第1章 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「健康保険法等一部改正法」という。)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等一部改正法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第110条第1項及び第2項の規定に基づき、本市が指定する指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（解釈及び運用）

第3条 この条例の規定は、指定介護療養型医療施設に関する国の通知等において示された基準の趣旨及び内容に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- （1） 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
 - （2） 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
 - （3） 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
 - （4） 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
 - （5） 介護支援専門員 1人以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）
- 2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
- （1） 医師 常勤換算方法で、1人以上

- (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
 - (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
 - (4) 介護支援専門員 1人以上
- 3 指定介護療養型医療施設(健康保険法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
 - (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
 - ア 老人性認知症疾患療養病棟(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上
 - イ 老人性認知症疾患療養病棟(アの規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4人又はその端数を増すごとに1人以上
 - (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6人又はその端数を増すごとに1人以上
 - (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1人以上
 - (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1人以上
 - (6) 介護支援専門員 1人以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。)

- 4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第1項から第3項までの常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100人又はその端数を増すごとに1人する。
- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。
- 9 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。
- 10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

第3章 設備に関する基準

（構造設備）

- 第5条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。
- 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。
 - (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上としなければならない。
 - (4) 機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
 - (5) 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。
 - (6) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。
 - (7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第6条 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。)は、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。
 - (2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上としなければならない。
 - (4) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
 - (5) 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。
 - (6) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メ

ートル以上の広さを有しなければならない。

(7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第7条 指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。

以下この条において同じ。)は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

(3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積は、入院患者1人につき18平方メートル以上とすること。

(4) 患者が使用する廊下であつて、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上)としなければならない。

(5) 生活機能回復訓練室は、60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。

(6) デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2平方メートル以上の面積を有しなければならない。

(7) 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

(8) 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- （1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- （2） 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
 - 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
 - 5 指定介護療養型医療施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
 - 6 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)
- 第9条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)
- 第10条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)
- 第11条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第12条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退院）

第13条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第14条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院して

いる介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第15条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に

代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護療養型医療施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

- 第17条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。
- 2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項につ

いて、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

- 4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 7 指定介護療養型医療施設は、前項の評価について、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第18条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメント

の結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に入院患者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - (1) 入院患者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入院患者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更につい

て準用する。

（診療の方針）

第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。

- （1） 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行う。
- （2） 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- （3） 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- （4） 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして適切に行う。
- （5） 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- （6） 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第16項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
- （7） 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

（機能訓練）

第20条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者を入

浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第22条 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好^しを考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

第23条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（患者に関する市町村への通知）

第24条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当するときには、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- (2) 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の管理)

第25条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、当該施設所在地の都道府県知事等の医療法第12条第2項に基づく許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。

(管理者の責務)

第26条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第27条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(3) 第37条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(4) 第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第29条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第30条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第31条 指定介護療養型医療施設は、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を策定しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、非常電源の確保並びに医療品及び非常用食料等の備

蓄に努めなければならない。

（衛生管理等）

第32条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2） 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3） 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力歯科医療機関）

第33条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護療養型医療施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第34条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第35条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務

上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第36条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第37条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

- 4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

- 5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指

導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

- 6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第38条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第40条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第41条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 施設サービス計画

（2） 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第17条第5項に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4） 第24条に規定する市町村への通知に係る記録

（5） 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（6） 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第42条 第2条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第43条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に

置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 設備に関する基準

（構造設備）

第44条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

- 2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

（1）ユニット

ア 病室

（ア）一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

（イ）病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

（ウ）一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

（エ）ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

（ア） 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ） 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

（ア） 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

（ア） 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

（2） 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

（3） 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

（4） 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第45条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

- (ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
 - b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

オ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メート

ル以上とすること。

(3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第2項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第46条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

（エ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

（ア） 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ） 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

（ア） 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

（ア） 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

（2） 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

（3） 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

（4） 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第3節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第47条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払わ

れる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得な

なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第48条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

9 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前項の評価を行う際は、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第49条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が

- 相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
 - 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
 - 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
 - 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
 - 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
 - 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
 - 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

- 第50条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
 - 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第51条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好^しに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- （1） 施設の目的及び運営の方針
- （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3） 入院患者の定員
- （4） ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- （5） 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- （6） 施設の利用に当たっての留意事項
- （7） 非常災害対策
- （8） その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第53条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- （1） 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配

置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第54条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第27条第3号及び第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第55条において準用する第39条第2項」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

付 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に存する指定介護療養型医療施設に係る人員及び設備に関する基準については、なお従前の例による。

那覇市条例第57号

平成24年12月28日

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第12条)
- 第2章 救護施設(第13条—第22条)
- 第3章 更生施設(第23条—第28条)
- 第4章 授産施設(第29条—第34条)
- 第5章 宿所提供施設(第35条—第40条)
- 第6章 医療保護施設(第41条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、保護施設(法第38条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設をいう。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下「救護施設等」という。)は、利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 救護施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った処遇を行うよう努めなければならない。

(解釈及び運用)

第3条 この条例の規定は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の運営に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

(構造設備の一般原則)

第4条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。

ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第6条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第7条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（苦情への対応）

第8条 救護施設等は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（非常災害対策）

第9条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

2 救護施設等は、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

3 救護施設等は、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。

4 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を

行わなければならない。

- 5 救護施設等は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（帳簿の整備）

第10条 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第11条 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 救護施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（虐待防止等）

第12条 救護施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 救護施設等は、利用者の処遇を行うに当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

第2章 救護施設

（規模）

第13条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者（法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

- 3 救護施設は、当該施設における入所者の総数のうち被保護者（法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）の占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第14条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項（第24条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）又は準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項（第24条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

4 前項第1号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室(以下「特別居室」という。)を設けるものとする。

5 第3項第1号、第2号、第6号から第9号まで及び第12号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

- (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (サテライト型施設の設備の基準)

第15条 サテライト型施設の設備の基準については、前条に規定する基準を準用する。

(職員の配置の基準)

第16条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
 - (2) 医師
 - (3) 生活指導員
 - (4) 介護職員
 - (5) 看護師又は准看護師
 - (6) 栄養士
 - (7) 調理員
- 2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第17条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

第18条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好^しを考慮したものでなければならない。
（健康管理）

第19条 入所者については、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。
（衛生管理等）

第20条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（生活指導等）

第21条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第22条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

（1）当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

（2）入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第3章 更生施設

(規模)

第23条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 更生施設は、当該施設における入所者の総数のうち被保護者の占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第24条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
 - (2) 静養室
 - (3) 集会室
 - (4) 食堂
 - (5) 浴室
 - (6) 洗面所
 - (7) 便所
 - (8) 医務室
 - (9) 作業室又は作業場
 - (10) 調理室
 - (11) 事務室
 - (12) 宿直室
 - (13) 面接室
 - (14) 洗濯室又は洗濯場
- 2 前項第9号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第14条第1項、第2項、第5項第1号(オを除く。)から第6号まで及び第6項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第25条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

- 2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

（生活指導等）

第26条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第21条(第2項を除く。)の規定を準用する。

（作業指導）

第27条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

- 2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第28条 第17条から第20条まで及び第22条の規定は、更生施設について準用する。

第4章 授産施設

（規模）

第29条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、当該施設における利用者の総数のうち被保護者の占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第30条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項第1号及び第5号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 作業室

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- (2) 便所 男子用と女子用を別に設けること。

（職員の配置の基準）

第31条 授産施設には、次に掲げる職員を置かななければならない。

- (1) 施設長
- (2) 作業指導員

（工賃の支払）

第32条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

（自立指導）

第33条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

（準用）

第34条 第20条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

第5章 宿所提供施設

（規模）

第35条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、当該施設における利用者の総数のうち被保護者の占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第36条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

（1） 居室

（2） 炊事設備

（3） 便所

（4） 面接室

（5） 事務室

2 前項第2号に掲げる炊事施設の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第14条第5項第1号（オを除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第37条 宿所提供施設には、施設長を置かななければならない。

（居室の利用世帯）

第38条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

（生活相談）

第39条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

（準用）

第40条 第20条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

第6章 医療保護施設

（運営）

第41条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営しなければならない。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第58号

平成24年12月28日

那覇市保健所設置条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保健所設置条例

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づき、本市に保健所を設置する。

(名称等)

第2条 本市に設置する保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
那覇市保健所	那覇市与儀1丁目3番21号	那覇市全域

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第59号

平成24年12月28日

那覇市食品衛生法施行条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市食品衛生法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行に関し、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)、食品衛生法施行条例(平成12年沖縄県条例第25号)及び食品衛生法施行細則(昭和47年沖縄県規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（公衆衛生上講ずべき措置に関する基準）

第2条 法第50条第2項の規定により条例で定める基準は、別表のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部を緩和することができる。

（食品衛生検査施設の設備及び職員配置基準）

第3条 政令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
 - (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- 2 政令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

（営業許可証の交付等）

第4条 保健所長は、法第52条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、営業許可証を交付するものとする。

- 2 前項の営業許可証の交付を受けた者は、当該営業許可証をその営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

（休業、廃業等の届出）

第5条 法第52条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る営業を30日以上休業しようとするとき、又は廃業したときは、速やかにその旨を保健所長に届け出なければならない。

2 前項の規定により休業の届出をした者が営業許可の有効期限内において営業を再開しようとするときは、再開の5日前までにその旨を保健所長に届け出なければならない。

（給食施設等の報告等）

第6条 寄宿舍、学校、病院、工場等の施設において反復継続的に給食を行う者及び規則で定める特定の営業を営む者の報告、届出等については、規則で定める。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

公衆衛生上講ずべき措置に関する基準

第1 施設等における衛生管理

1 一般事項

- (1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (2) 設備及び機械器具類(法第4条第4項に規定する器具及び食品又は添加物の取扱いの用に供されている物で食品又は添加物に直接接触しない機械、器具その他の物をいう。以下同じ。)の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物及び容器包装の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。
- (3) 前号に定める方法が適切かつ有効であるか、必要に応じ、評価すること。
- (4) 施設、設備、人的能力等に応じた食品又は添加物の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

2 施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
- (2) 食品、添加物、器具及び容器包装(以下「販売食品等」という。)の製造、加工、処理、調理、保管、販売その他の取扱い(以下「作業」という。)を行う場所(以下「作業場」という。)には、不必要な物を置かないこと。
- (3) 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 施設内は、適度な採光又は照度を有し、換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- (5) 窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、やむを得ず開放する場合は、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (6) 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- (7) 便所は、清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。
- (8) 施設内では動物を飼育しないこと。

3 設備及び機械器具類の衛生管理

- (1) 機械器具類及び清掃用の器材は、その使用目的に応じ使用すること。

- (2) 機械器具類及びその部品は、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。
- (3) 機械器具類は常に点検し、正常に使用できるよう整備すること。
- (4) 機械器具類及びその部品の洗浄及び消毒に使用する洗剤その他の薬剤は、適正な方法で使用する。
- (5) 温度計、圧力計その他の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。
- (6) 包丁、まな板その他の調理に使用する器具(以下「包丁等」という。)は、熱湯の使用その他の適切な方法により消毒し、乾燥させること。この場合において、食品及び添加物に直接触れる包丁等は、食品衛生上の危害の発生の原因となるおそれのあるものが付着する都度又は作業の終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。
- (7) 洗浄剤、消毒剤その他の化学物質は、使用及び保管の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ、これらの化学物質の食品への混入を防止するために必要な措置をとること。
- (8) 清掃用の器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。
- (9) 槽を備えた流水式手洗い設備及び手指の消毒設備(以下「手洗設備」という。)は、水を十分に供給し、手洗いに適切な石けん、消毒剤その他の衛生上必要な物を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- (10) 手洗設備その他の洗浄を行うための設備は、常に清潔に保つこと。
- (11) 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その記録を2年間保存すること。

4 ねずみ、昆虫等の対策

- (1) 施設及びその周辺は、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止するために網戸の設置その他の必要な措置を講ずること。
- (2) ねずみ、昆虫等の駆除作業を年2回以上実施し、その記録を1年間保存するとともに、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、直ちに駆除すること。

(3) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、販売食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

(4) 販売食品等は、蓋付きの容器に入れる等ねずみ、昆虫等による汚染の防止対策を講じること。

5 廃棄物及び排水の取扱い

(1) 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。

(2) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにするとともに、汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

(3) 廃棄物は、作業に支障のない限り、作業場（これに隣接する場所を含む。）に保管しないこと。

(4) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理すること。

(5) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

6 販売食品等の取扱い

(1) 原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示その他の食品衛生上必要な事項について点検し、点検状況を記録すること。

(2) 原材料は、適切なものを選択し、保存に当たっては、当該原材料に適した状態及び方法で行うこと。

(3) 食品、添加物及び器具を直に床に置かないこと。

(4) 冷蔵庫、冷蔵室、冷凍庫及び冷凍室内では、相互汚染が生じないよう食品ごとに区分して保存すること。

(5) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。

(6) 食品及び添加物は、その特性に応じ、作業の各過程における温度、時間、消費期限等の管理を適正に行うこと。

(7) 食品衛生上特に影響を与えるおそれのある冷却、加熱、乾燥その他の工程の管理について十分配慮すること。

(8) 食品間の相互汚染を防止するため、次の事項に配慮すること。

ア 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

イ 製造、加工又は調理を行う場所は、食品又は添加物の取扱いに従事する者（以下「従事者」という。）以外の者が立ち入ることのないようにすること。
ただし、従事者以外の者の立入りにより販売食品等を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。

ウ 製造、加工又は調理を行う場所に立ち入るときは、手洗いその他の衛生上必要な措置を講ずること。

エ 未加熱の食肉等を取り扱った設備及び機械器具類は、別の食品及び添加物を取り扱う前に必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(9) 原材料は、消費期限、賞味期限、使用期限等に応じて、適切な順序で使用できるよう保管すること。

(10) 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用することとし、再使用が可能な器具及び容器包装にあつては、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。

(11) 販売食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。

ア 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じ、検査すること。

イ 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理するとともに、その記録を作成し、保存すること。

ウ 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。

エ 分割し、細切された食肉等は、異物の混入がないかを確認すること。この場合において、異物が認められたときは、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。

オ 原材料として使用していない特定原材料に由来するアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

(12) 原材料及び製品について定期的に自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。

7 使用水等の管理

(1) 作業場で使用する水は、飲用適の水（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める清涼飲料水の製造基準に規定する飲用適の水を

いう。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げる場合で、使用する水が食品及び添加物に直接触れる水に混入しないようにするときは、この限りでない。

ア 暖房用蒸気、防火用水等の食品製造に直接関係のない目的で使用する場合
イ 冷却並びに食品及び添加物の安全に影響を及ぼさない工程において使用する場合

(2) 水道水(水道法(昭和32年法律第177号)に規定する水道により供給される水をいう。)以外の水を使用する場合(前号ただし書に規定する場合を除く。)は、次の措置を講ずること。

ア 使用する水を飲用適の水とするため、ろ過、殺菌その他の措置を講ずること。

イ 年1回以上水質検査を行うこと。ただし、水が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

ウ 水質検査の結果を記載した書類は、1年間(取り扱う販売食品等の賞味期限を考慮した流通期間(当該販売食品等が流通する期間をいう。以下同じ。))が1年以上の場合にあつては、当該流通期間)保存すること。

(3) 前号イの水質検査の結果により、使用する水が飲用不適となったときは、直ちに当該水の使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

(4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

(5) 飲食の用に供し、又は食品及び添加物に直接接触する氷は、飲用適の水から作り、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

(6) 使用した水を再利用する場合にあつては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、当該処理の工程を適切に管理すること。

8 食品衛生責任者の設置

(1) 営業者(法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。)は、施設又はその部門ごとに、当該施設の従事者のうちから規則で定める資格要件を満たすものを食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)として定めること。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となって管理する施設又は部門については、この限りでない。

- (2) 営業者は、食品衛生責任者に市長が実施し、又は適正と認めた講習会を定期的に受講させ、常に食品衛生に関する新たな知識を習得させること。
- (3) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- (4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。

9 販売食品等に係る記録の作成及び保存

- (1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等の仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- (2) 前号の記録の保存期間は、販売食品等の消費期限、賞味期限等流通実態に応じて合理的な期間を設定すること。
- (3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合には、第1号の記録を提出すること。
- (4) 製造又は加工した販売食品等について自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。

10 回収及び廃棄

- (1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収方法及び保健所その他の行政機関(以下「保健所等」という。)への報告等の手順を定めること。
- (2) 回収された販売食品等は、それ以外の販売食品等と明確に区別して保管し、保健所等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。
- (3) 営業者は、販売食品等の回収を行う際は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じ、当該回収に関する情報を公表すること。

11 管理運営要領の作成

- (1) 施設及び販売食品等の取扱いに係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者その他の販売食品等を取り扱う者に周知徹底すること。

- (2) 定期的にふき取り検査等を実施し、施設及び販売食品等の取扱いに係る衛生状態を確認することにより、前号の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。

12 検食の実施

- (1) 飲食店営業のうち仕出屋又は弁当屋(第3号に規定する飲食店営業を除く。)にあっては、販売された食品の安全性を必要に応じ検査するため試料の用に供される食品(以下「検食」という。)を当該販売された食品を販売した時から起算して72時間以上(72時間を経過した時間の属する日が休日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に定める休日をいう。))又は休業日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日又は休業日でない日まで)冷蔵保存又は冷凍保存すること。
- (2) 飲食店営業のうち旅館(次号に規定する飲食店営業を除く。)であって同一の献立を1回に10食以上提供する場合については、前号の規定を準用する。
- (3) 同一の献立を1回に300食以上又は1日に750食以上提供する飲食店営業及び大量調理施設にあっては、規則で定めるところにより、検食を保存すること。
- (4) 検食を保存する場合は、食品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、保存すること。

13 健康被害の連絡に係る報告

販売食品等について消費者から健康被害(当該販売食品等に起因し、又はその疑いがあると医師が診断したものに限る。)を生じた旨の連絡があった場合は、その旨を保健所等へ直ちに報告すること。

第2 従事者等の衛生管理

1 健康管理

- (1) 従事者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。
- (2) 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があった場合は、従事者に検便を受けさせること。
- (3) 従事者が食中毒が疑われる症状又は飲食物を介して感染するおそれのある疾患に感染したことが疑われる症状を呈しているときは、その旨を営業者、食

品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告させ、当該従事者を食品を取り扱う作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

- (4) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明したときは、当該従事者が感染症の病原体を保有していないことが判明するまで食品及び添加物に直接触れる作業に従事させないこと。

2 作業時の衛生管理

- (1) 従事者は、作業中は清潔な作業着を着用し、作業場では専用の履物を用いることとし、必要に応じ、マスク及び帽子を着用すること。
- (2) 従事者は、指輪等の装飾品その他異物の混入の原因となり得る物を作業場内に持ち込まないこと。
- (3) 従事者が使用する手袋は、原則として食肉等に直接接触する部分が繊維製品その他洗浄及び消毒することが困難なものでないこと。
- (4) 従事者は、常に爪を短く切り、マニキュアその他これに類するものをつけないこと。
- (5) 従事者は、作業前、用便直後及び汚染の原因物質が付着しているものを取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- (6) 従事者は、作業中に手又は販売食品等を取り扱う器具で髪その他身体に触れ、並びに防護されていない食品及び添加物の上でくしゃみ及び咳をしないこと。
- (7) 従事者は、所定の場所以外で着替え、喫煙、放たん、飲食等をしないこと。
- (8) 従事者以外の者が施設に立ち入る場合は、必要に応じ、前各号の規定に従わせること。

3 教育訓練

- (1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、従事者に対し、販売食品等の衛生的な取扱方法、汚染防止の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- (2) 洗浄剤、消毒剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

- (3) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じ教育訓練の内容を見直すこと。

第3 運搬、販売等の衛生管理

1 販売食品等の運搬

- (1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナその他の運搬具(以下「車両等」という。)は、食品及び容器包装を汚染するものでないこと。
- (2) 車両等は、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、必要に応じて補修を行い、適切な状態を維持すること。
- (3) 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。
- (4) 運搬中の食品が、ほこり、排気ガスその他の物質により汚染されないよう管理すること。
- (5) 運搬しようとする食品(容器包装された食品を除く。以下この号において同じ。)と品目の異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。
- (6) バルク輸送(包装が施されていない食品を直接タンクローリー、コンテナ等に入れて運搬することをいう。)の場合、必要に応じ、食品専用の車両等を使用し、車両等に食品専用であることを明示すること。
- (7) 運搬に当たっては、温度、湿度、所要時間の管理に留意すること。
- (8) 弁当等の運搬に当たっては、摂食予定時間を考慮した適切な出荷時間を設定すること。

2 販売

- (1) 販売量を見込んだ仕入れ及び在庫管理を行う等、適正な販売を行うこと。
- (2) 直接日光にさらし、又は長時間にわたり不適切な温度で陳列することのないよう衛生管理に注意すること。

3 表示

弁当等の消費期限の表示は、必要に応じ時刻まで表示すること。

第4 自動販売機の衛生管理

- 1 自動販売機の設置場所は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。

- 2 自動販売機の設置場所には、不必要なものを置かないこと。
- 3 照明、換気等は、適正に行うこと。
- 4 ストロー、紙コップその他の飲食の用に供される容器等は、衛生上適正に管理すること。
- 5 自動販売機は、常に点検・整備を行い、故障、破損等があった場合は、速やかに補修すること。
- 6 食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品、瓶詰食品及び缶詰食品（以下「容器包装詰加圧加熱殺菌食品等」という。）を除く。）を冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して保存する自動販売機は、次に掲げる所定の温度が保たれるよう定期的に点検すること。
 - (1) 冷凍して保存する自動販売機 摂氏零下15度以下。ただし、小分けして完全に密封して包装した後に急速冷凍した食肉（以下「包装冷凍食肉」という。）及び完全に密封して包装した後に急速冷凍した魚介類にあっては、摂氏零下18度以下とする。
 - (2) 冷蔵して保存する自動販売機 摂氏10度以下
 - (3) 温蔵して保存する自動販売機 摂氏63度以上
- 7 自動販売機の中で食品に直接接触する部分は、分解又は循環方式により1日1回以上洗浄及び消毒を行うこと。
- 8 カートリッジ式給水タンク（自動販売機に水を供給するために装置される容器であって、取り外して用いることができるものをいう。）を使用するものにあっては、当該給水タンク及びこれと自動販売機の本体との連結部分は、衛生上適正に管理すること。
- 9 自動販売機に収納されている食品の消費期限、保存温度等の点検を定期的に行い、点検状況を記録すること。
- 10 自動販売機で販売する弁当（容器包装詰加圧加熱殺菌食品等及び冷凍したものを除く。以下同じ。）の自動販売機への収納又は回収を行うに当たっては、その品名、数量、消費期限、製造所の所在地、製造者の氏名又は名称、収納又は回収の日時及び回収後の措置の内容をその都度記録し、その記録を3月間保存すること。
- 11 自動販売機で冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品等を除く。）の取扱いは、次によること。

- (1) 食品の収納に当たっては、食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。
 - (2) 食品を収納する部分が所定の温度を保持していないことを確認した場合は、既に収納されている食品は、販売しないこと。
- 12 自動販売機で販売する弁当の取扱いは、次によること。
- (1) 冷蔵し、又は温蔵して販売すること。
 - (2) 自動販売機への追加収納は、行わないこと。
 - (3) 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。
 - (4) 製造所から自動販売機へ収納するまでの運搬中の弁当の温度は、自動販売機で冷蔵して販売する場合にあっては摂氏10度以下、温蔵して販売する場合にあっては摂氏63度以上に保つこと。
- 13 包装冷凍食肉は、自動販売機内の錠の付いた収納部に保管すること。
- 14 包装冷凍食肉を自動販売機で販売する場合にあっては、次によること。
- (1) 包装冷凍食肉を収納する部分の温度が摂氏零下18度を超過して上昇した場合は、自動的に販売を中止するよう自動販売機を調整すること。
 - (2) 包装冷凍食肉を収納する部分の温度が摂氏零下18度を超過して上昇した場合は、収納していた包装冷凍食肉は全て廃棄すること。

那覇市条例第60号
平成24年12月28日

那覇市理容師法施行条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市理容師法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)の施行に関し、理容師法施行令(昭和28年政令第232号。以下「政令」という。)及び理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（理容の業を行う場合に講ずべき措置）

第2条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第1のとおりとする。

（理容所について講ずべき措置）

第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第2のとおりとする。

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第4条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、別表第3のとおりとする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- (1) 身体は、常に清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。
- (2) 顔そり等を行う場合は、清潔なマスクを用いること。
- (3) 手指は、客1人ごとの作業の前に石けんで洗浄し、必要に応じて消毒すること。
- (4) 客用の被布は、清潔なものを使用すること。
- (5) タオル等の布片類は、客1人ごとに清潔なものと取り替えること。
- (6) 消毒済の器具は、未消毒のものと区別し、かつ、清潔な容器に納めること。
- (7) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、その安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。
- (8) 顔そり等に用いる液は、客1人ごとに新しいものに取り替えること。
- (9) 理容所以外の場所で業務を行う場合は、前各号に掲げる措置のほか、消毒液及び消毒用器具並びに清潔なタオル等の布片類を相当数携帯すること。

別表第2（第3条関係）

- (1) 理容所には、理容の作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。
- (2) 理容所は、住居等と区分すること。
- (3) 作業場の床面積は、理容いす2脚まで9.9平方メートル以上とし、理容いす1脚増すごとに3.3平方メートルを加えた面積以上とすること。
- (4) 腰板の高さは、床面から60センチメートル以上とすること。
- (5) 天井は、ほこりの落下を防ぐ構造とすること。
- (6) 理容所(便所その他客の利用する場所を含む。)は、月1回以上ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
- (7) 常時備え付ける布片類及び理容器具等の種類及び数は、次の表のとおりとすること。

布片類及び理容器具等	備付数
1 タオル	理容いす1脚ごと 20枚以上
2 カッティングクロス	理容いす1脚ごと 2枚以上
3 シャンプークロス	理容いす1脚ごと 1枚以上
4 シェービングクロス	理容いす1脚ごと 1枚以上

5	クリッパー(替刃)	理容いす1脚ごと	2個以上
6	かみそり	理容いす1脚ごと	2個以上
7	はさみ	理容いす1脚ごと	2個以上
8	くし	理容いす1脚ごと	3個以上
9	刷毛	理容いす1脚ごと	2個以上
10	シェービングブラシ	理容いす1脚ごと	2個以上
11	仕上げブラシ	理容いす1脚ごと	2個以上
12	ふけとりヘアーブラシ	理容いす1脚ごと	3個以上
13	受け皿(器具)	理容いす1脚ごと	1個以上
14	シェービングカップ	理容いす1脚ごと	1個以上
15	シャンプー容器	1理容所ごと	1個以上
16	石けんポット	1理容所ごと	1個以上
17	パウダー振出容器(又はパウダーポット)	1理容所ごと	1個以上
18	スポイト	1理容所ごと	1個以上
19	ドライヤー	1理容所ごと	1台以上
20	酒精綿入れ	1理容所ごと	1個以上
21	液量計	1理容所ごと	1個以上

別表第3(第4条関係)

- (1) 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して理容を行う場合
- (2) 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して理容を行う場合
- (3) 理容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容を行う場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情があると市長が認めた場合

那覇市条例第61号

平成24年12月28日

那覇市興行場法施行条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市興行場法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業の変更等の届出）

第2条 法第2条第1項の許可に係る事項又は法第2条の2第2項の承継に係る事項を変更した者は、その変更の日から10日以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。

2 法第2条第1項の許可を受けた者は、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときは、その停止又は廃止の日から10日以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。

（設置場所の基準）

第3条 法第2条第2項の条例で定める興行場の設置場所の公衆衛生上必要な基準は、排水が極めて悪い場所その他入場者の衛生に支障をきたす場所に設置しないこととする。ただし、その周囲が耐水性の材料による排水溝が設けられている等排水及び清掃が容易に行えること、かつ、興行場の床面が、コンクリートその他の不浸透性材料で覆われ、又は床が地盤面から50センチメートル以上の高さにあることその他の防湿上有効な措置が講じられている場所にあつては、この限りでない。

（構造設備の基準）

第4条 法第2条第2項の条例で定める構造設備の公衆衛生上必要な基準は、別表第1のとおりとする。

（衛生に必要な措置の基準）

第5条 法第3条第2項の条例で定める営業者が講じなければならない衛生に必要な措置の基準は、別表第2のとおりとする。

（基準の緩和）

第6条 市長は、仮設若しくは既設の施設を使用して臨時に興行を行う興行場又は野外の興行場については、前3条に規定する基準によることが困難な場合であつて衛生上支障がないと認めるとき、又はこれらの基準による必要がないと認めると

きは、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

構造設備の基準

1 観覧室(興行場のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所をいう。以下同じ。)の構造設備の基準

- (1) 舞台その他の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画すること。
- (2) 入場者が、容易に移動、着席及び出入りできる構造であること。
- (3) 清掃及び消毒が容易に行える構造であること。

2 喫煙所の構造設備の基準

- (1) 各階ごとに少なくとも1か所以上設けること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい場所に表示する場合は、この限りでない。
- (2) 床面積の合計は、観覧室の床面積の合計の30分の1以上とすること。
- (3) たばこの煙が喫煙所以外の興行場内の施設に流入しない構造であること。

3 空気環境に係る構造設備の基準

- (1) 興行場には、内部の衛生的空気環境を確保するため、適正な機械換気設備又は空気調和設備を設けること。
- (2) 観覧室には、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める観覧室専用の機械換気設備を設けること。

ア 観覧室の床面積が400平方メートルを超えるもの又は地下に観覧室があるもの 第1種換気設備(給気用送風機と排気用送風機との併用によるものをいう。以下この号において同じ。)

イ 観覧室の床面積が150平方メートルを超え、400平方メートル以下のもの 第1種換気設備又は第2種換気設備(給気用送風機と自然排気口との組合せによるものをいう。ウにおいて同じ。)

ウ 観覧室の床面積が150平方メートル以下のもの 第1種換気設備、第2種換気設備又は第3種換気設備(自然給気口と排気用送風機との組合せによるものをいう。)

- (3) 観覧室の機械換気設備は、観覧室の床面積1平方メートル当たり毎時75立方メートル以上の換気能力を有すること。

4 照明の構造設備の基準

- (1) 観覧室、ロビー、休憩室、階段、出入口、便所その他の入場者が利用する場所には、床面から80センチメートルの高さにおいて100ルクス以上の照度機能を有する照明設備及び停電その他の場合に備えた補助照明設備を設けること。
- (2) 興行時間中においても、観覧室の客席の床面において0.2ルクス以上の照度機能を有する照明設備を設けること。

5 便所の構造設備の基準

- (1) 便所は、観覧室その他の入場者が利用する場所に設置すること。ただし、他の用途を主とする建築物の一隅に設置された小規模興行場等であつて、当該興行場に近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合は、この限りでない。
- (2) 男性用便所及び女性用便所をそれぞれ1か所以上設けること。
- (3) 男性用及び女性用に区画して設け、入場者にその旨が明らかに分かるように表示すること。
- (4) 観覧室が複数階に及ぶ場合にあっては、各階ごとに設けること。ただし、上下階から等距離にある中間階等に設置することにより入場者の利便を損なわないと認められる場合は、この限りでない。
- (5) 床面及び床面から1メートルの高さまでの内壁(腰張りを含む。)は、不浸透性の材料を用いて造られ、清掃及び消毒が容易に行える構造であること。
- (6) 便器は、陶磁器製その他の不浸透性の材料で造られているものを使用すること。
- (7) 各階における便所(第4号ただし書の規定により設置する便所を含む。)の便器の数は、次のアからウまでによること。
 - ア 男性用便器と女性用便器は、同数であること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により男性用と女性用の便器数の比率を適宜変えることができる。
 - イ 男性用大便器は、小便器5個以内ごとに1個以上を設けること。ただし、大便器で小便器を兼用できるときは、その比率を適宜変えることができる。
 - ウ 男性用便器の合計及び女性用便器の合計は、それぞれ次の表の左欄に掲げる各階の観覧室の床面積(第4号ただし書の規定により設置する便所にあつ

ては、主として当該便所を利用する入場者の階の観覧室の床面積の合計)の区分に対応する右欄の便器数であること。

各階の観覧室の床面積	床面積別の最小便器数
300平方メートル以下	25平方メートルごとに1個
300平方メートルを超え 600平方メートル以下	12個＋(床面積－300平方メートル)につき35平方メートルごとに1個
600平方メートルを超え 900平方メートル以下	20個＋(床面積－600平方メートル)につき45平方メートルごとに1個
900平方メートルを超え るとき	26個＋(床面積－900平方メートル)につき60平方メートルごとに1個

- (8) 便所は、窓又は換気設備を設けた水洗式便所とすること。ただし、当該興行場が公共下水道処理区域以外の地域にあって、浄化槽放流水の排水先がない場合又は浄化槽放流水を排水することにより排水先に衛生上支障を生ずる場合に限り改良便槽とすることができる。
- (9) 清浄な水を供給できる適当な数の流水式手洗い設備を設けること。

別表第2(第5条関係)

衛生に必要な措置の基準

1 一般基準

- (1) 興行場の周囲及び内部は、毎日清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) ねずみ、昆虫等を駆除するため定期的に巡回点検及び駆除作業を実施し、その実施記録を2年以上保存すること。
- (3) 入場者が利用する場所は、定期的に消毒を行い、その実施記録を2年以上保存すること。
- (4) 壁及び天井は、常に清潔に保つこと。
- (5) 設備及び器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備し、その実施記録を2年以上保存すること。
- (6) 食堂、売店及び食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (7) 温度計及び湿度計を、入場者が容易に見えるよう興行場内の適当な位置に設けること。

- (8) 清掃用具その他の用具は、専用の場所に保管し、当該場所は適正に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (9) 入場者用の座布団等は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (10) 興行場内の適当な場所に相当数のごみ箱を置き、廃棄物、汚液、汚臭等が飛散し、又は流出しないように管理するとともに、ごみその他の廃棄物を適切に搬出し、興行場内に放置しないこと。

2 空気環境の基準

- (1) 機械換気設備による空気環境の基準は、次のとおりとすること。
 - ア 炭酸ガス濃度は、1,500ppm以下であること。
 - イ 観覧室の浮遊粉じん量は、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下であること。
 - ウ 空中落下細菌(生菌に限る。)は、5分間開放の平板培養法により測定した数が30個以内であること。
- (2) 空気調和設備による空気環境の基準は、前号に規定するもののほか、次のとおりとすること。
 - ア 温度は、摂氏17度以上摂氏28度以下の範囲に保つものとし、冷房する場合は外気との温度差を摂氏7度以内とすること。
 - イ 相対湿度は、40パーセント以上80パーセント以下を保つこと。
 - ウ 気流は、毎秒0.5メートル以下であること。

3 興行時間の制限

屋内の興行場において、1回の興行を2時間30分以上連続して行うときは、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに約10分間以上の休憩時間を設けること。ただし、換気を十分に行い、衛生上支障がない場合は、この限りでない。

4 衛生管理の措置状況の表示

第1項第2号に規定する巡回点検及び駆除作業並びに同項第3号に規定する消毒について、その方法及び実施年月日を興行場内の入場者の容易に見える場所に掲示すること。

5 禁煙に関する基準

- (1) 喫煙所以外での喫煙を禁止すること。
- (2) 喫煙所以外で喫煙している者に対し、それを制止し、適切に案内すること。

- (3) 禁煙及び喫煙所である旨の表示を、入場者が容易に見えるよう興行場内の
適当な位置に掲示すること。

6 従業員の衛生管理

- (1) 衣服は、常に清潔に保つこと。
- (2) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務
に従事しないこと。ただし、医師の診断により衛生上支障がない場合は、この
限りでない。
- (3) 興行場又は部門ごとに、当該興行場又は部門ごとの従業員のうちから公衆
衛生に関する責任者（以下「衛生責任者」という。）を定めておくこと。
- (4) 衛生責任者は、営業者の指示に従い、従業員の衛生管理に当たること。
- (5) 営業者及び衛生責任者は、興行場の管理が衛生的に行われるよう従業員の
衛生教育に努めること。

那覇市条例第62号

平成24年12月28日

那覇市旅館業法施行条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市旅館業法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関し、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（社会教育施設等の指定等）

第2条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5章に規定する公民館
 - (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育、文化及びスポーツ施設その他これに類する施設のうち主として多数の児童生徒の利用に供されるもので、かつ、市長が告示で指定するもの
- 2 法第3条第4項の規定により条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
- (1) 国又は独立行政法人が設置する施設 当該施設の長
 - (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
 - (3) 前2号に掲げる施設以外の施設 市長

（衛生措置の基準）

第3条 法第4条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものについて、公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、同項の基準を緩和することができる。

（宿泊を拒むことができる事由）

第4条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

（構造設備の基準）

第5条 政令第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるものについては、同項の基準によらないことができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

衛生措置の基準

1 換気

換気は、自然換気又は空調設備若しくは機械換気設備により十分に行うこと。

2 採光及び照明

施設内は、適度な採光又は照度を有すること。

3 防湿

(1) 排水設備は、常に雨水及び汚水の排水に支障がないようにすること。

(2) 客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にすること。

4 清潔

(1) 客室、浴室、便所その他施設の内外は、毎日掃除すること。

(2) ねずみ、昆虫等の発生防止及び駆除に努めること。

(3) 感染症患者又はその疑いのある者を宿泊させたときは、これらの者の使用した客室その他の場所及び物品は、十分に消毒した後に使用すること。

5 寝具類

(1) 布団、まくら、座布団等は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除き、かつ、清潔にしておくこと。

(2) 貸衣、敷布、カバー等は、使用ごとに洗濯して清潔なものをを用いること。

6 浴室及び脱衣室

(1) 共同浴室には、適当な数の洗面容器及び腰掛けを備えること。

(2) 脱衣棚及び脱衣かごは、適宜消毒すること。

(3) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用した原湯(浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。))を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。))及び上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。))並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

- (4) 原湯を貯留する槽(以下「貯湯槽」という。)内の湯水全体の温度を、通常の使用状態においては摂氏60度以上に保ち、最大使用時には摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (5) 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (6) 浴槽水(入浴者ごとに完全に換水する浴槽水を除く。)は、常に満杯状態に保ち、かつ、原水若しくは原湯又は十分にろ過した湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。
- (7) 浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、これにより難しい場合には、1週間に1回以上完全に換水すること。
- (8) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたものについては、この限りでない。
- (9) ろ過器等を使用して循環させている浴槽水を消毒する場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。
- イ 浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒するときは、塩素系薬剤は、ろ過器に入る直前に投入すること。
- ウ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- (10) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (11) 調整箱(洗い場の湯栓やシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。)は、定期的に清掃を行うこと。
- (12) 水質検査は、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、塩

素系薬剤を使用して消毒している連日使用型循環浴槽水(24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水をいう。以下同じ。)にあつては1年に2回以上、塩素系薬剤を使用しないで消毒している連日使用型循環浴槽水にあつては1年に4回以上行い、その結果を検査の日から3年間保管すること。

(13) 前号に規定する水質検査の結果が第3号の規則で定める基準に適合しない場合には、その旨を市長に届け出ること。

(14) 浴槽の縁からあふれ出た湯水を貯留する槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、頻繁に回収槽の壁面の清掃及び消毒を行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の湯水を塩素系薬剤で消毒すること。

(15) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

(16) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

(17) 入浴者の見やすい場所に、入浴者が遵守しなければならない事項を掲示する等、入浴者に公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意を呼びかけること。

(18) 浴槽水を公共下水道(污水管に限る。)以外に排水する場合には、環境保全のため必要な処理を行うこと。

7 洗面所

(1) 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。

(2) 洗面容器は、常に清潔に保ち、タオル、くし、かみそり等の洗面具は、消毒したものを提供すること。

(3) 共同用の洗面所には、適当な数の洗面容器を備えること。

8 便所

(1) 便所は、防臭剤を使用する等臭気の除去に努めること。

(2) 手洗い用として石けん又は消毒薬を常備すること。

9 客室の定員

(1) ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては、3平方メートルにつき1人とすること。ただし、修学旅行等多数人の団体宿泊の場合であつて、公衆衛生

上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (2) 階層式寝台を有しない簡易宿所営業にあつては、1.6平方メートルにつき1人とする事。

10 日常の管理

- (1) 衛生管理のための自主管理手引書及び点検表を作成すること。
- (2) 従業者に衛生管理について周知徹底させること。
- (3) 営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に関する責任者を定めること。

別表第2(第5条関係)

1 ホテル営業の施設の構造設備の基準

- (1) 客室は、次の要件を満たすものであること。
- ア 調理室、便所、下水溝等から適当な距離を設け、臭気の及ばない構造であること。
- イ 換気及び採光に必要な開口部は、自由に開閉できる窓又はそれに代わる構造設備であること。
- ウ 天井の高さは、2.1メートル以上であること。
- エ 他の客室を通じないで出入りすることができる構造であること。
- オ 紙くず入れを備え付けること。
- (2) 調理室は、次の要件を満たすものであること。
- ア 換気、採光及び照明が十分であり、清掃に便利な構造であること。
- イ 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備があること。
- (3) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
- ア 外部から見通せない構造であること。
- イ 床は、コンクリート、タイル等不浸透性の材料で作られていること。
- ウ 水道水以外の水を原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する場合には、当該水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。
- エ 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- オ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用

する構造でないこと。

カ 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

キ 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ク 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

ケ 洗い場は、適当なこう配を付し、使用後の湯水を下水溝等に完全に排出できる構造とすること。

(4) 共同で使用する浴室を設ける場合は、前号に掲げるもののほか、次の要件を満たすものであること。

ア 適当な規模の脱衣室が、別に設けられていること。

イ 貯湯槽には、貯湯槽内の湯水全体の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水を消毒できる設備が備えられていること。

ウ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア) ろ過器は、1時間当たりで浴槽の定量以上のろ過能力を有したものであり、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。

(イ) ろ過器の前に集毛器を設置すること。

(ウ) 循環している浴槽水が浴槽の底部に近い部分で補給される措置が講じられていること。

(エ) 浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。

(オ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

エ 回収槽の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難い場合には、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。

- (5) 便所は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 調理室と接続して設けられていないこと。
 - イ 各階に共同用の便所を設けること。ただし、各客室に便所を設ける場合は、この限りでない。
 - ウ 窓その他開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備があること。
 - エ 流水式手洗い設備が設けられていること。
- (6) 寝具類は、客の収容定員数以上を有すること。
- (7) 客の収容定員数に応じた適当な規模のいす及び卓子を有する食堂が設置されていること。
- (8) 適当な規模の従業員室を設けること。

2 旅館営業の施設の構造設備の基準

- (1) 前項第1号から第6号までに掲げる基準に適合すること。
- (2) 前項第5号イの共同用の便所における便所の便器の数は、大便器2個及び小便器1個以上を有すること。ただし、大便器で小便器を兼用できるときは、小便器を置かないことができる。

3 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準

- (1) 第1項第1号から第6号までに掲げる基準に適合すること。
- (2) 出入口には、客の履物を保管する設備を有すること。
- (3) 客室には、更衣戸棚又はこれに相当するものが設けられていること。

4 下宿営業の施設の構造設備の基準

- (1) 1客室の床面積は、4.9平方メートル以上とすること。
- (2) 客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画し、他の客室を通じないで、出入りすることができる構造であること。
- (3) 客室に寝具類を収納できる設備を有すること。
- (4) 適当な数の寝具を有すること。

那覇市条例第63号

平成24年12月28日

那覇市公衆浴場法施行条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公衆浴場法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行に関し、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「普通公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

2 この条例において「個室付公衆浴場」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業に係るものをいう。

3 この条例において「その他の公衆浴場」とは、次に掲げる公衆浴場をいう。

- (1) 蒸気、熱気、熱風、砂、泥その他湯以外のものを使用して入浴させることができるもの(以下「サウナ室等」という。)
- (2) 個室を設けて入浴させるもの(前項の個室付公衆浴場を除く。)
- (3) 温泉又は薬湯等白湯以外の湯水を使用し、法第4条ただし書の規定による療養を目的とするもの
- (4) 白湯、温泉等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場で、保養又は休養のための附帯施設を有するもの

（配置の基準）

第3条 法第2条第3項の条例で定める公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、新たに設置される普通公衆浴場と既設の普通公衆浴場又は営業許可申請を受理された普通公衆浴場との直線距離が200メートル以上離れていなければならないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 営業許可申請を受理された普通公衆浴場が、3月以内に工事に着手しないとき又は10月以内に工事を完成しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、既設の普通公衆浴場が、工事の完成後2月以内に営業を

開始しないとき又は引き続き6月以上休業しているとき。

(3) 土地の状況、人口の密度その他特別の事情があると市長が認めたとき。

2 法第2条第1項の規定により許可を受けたその他の公衆浴場を普通公衆浴場に変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(構造設備の基準)

第4条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る公衆浴場の構造設備について、別表第1に定める基準に適合させなければならない。

2 市長は、普通公衆浴場及びその他の公衆浴場について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由により、別表第1第1項第3号ア、第5号イ及び第6号アに規定する基準により難しい場合であつて、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準を緩和することができる。

3 市長は、国、公共団体又は法人等が当該団体の従業者の厚生施設として設置する普通公衆浴場について、公衆衛生上支障がないと認めるときは、第1項の基準を緩和することができる。

(衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第5条 法第3条第2項の条例で定める衛生及び風紀に必要な措置の基準は、別表第2のとおりとする。

2 国、公共団体又は法人等が当該団体の従業者の厚生施設として設置した普通公衆浴場であつて、市長が公衆衛生上支障がないと認めるものについては、前項の基準によらないことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

1 普通公衆浴場及びその他の公衆浴場の構造設備の基準

- (1) 出入口には、入浴者の履物を保管する設備を設けること。
- (2) 脱衣室、便所、浴室等は、それぞれ区画して設け、次の要件を満たすものであること。
 - ア 外部から見通せない構造であること。
 - イ 男女別に設け、相互に見通せない構造とすること。
 - ウ 出入口の見やすい場所に男女の別を表示すること。
- (3) 脱衣室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 床面積は、16平方メートル(サウナ室等にあつては、7.5平方メートル)以上とすること。
 - イ 床は、不浸透性材料を用いること。
 - ウ 入浴者の衣類その他携帯品を安全に保管するための適当な数のかぎ付の設備を設けること。
 - エ 適当な採光及び換気のための開口部又は設備を設けること。
- (4) 便所には、流水式手洗い設備を設けること。
- (5) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 適当な採光及び換気のための開口部又は設備を設けること。
 - イ 床面積は、21平方メートル(サウナ室等にあつては、15平方メートル)以上とすること。
 - ウ 床は、コンクリート造りとし、その表面は、陶磁器、石、人造石又はモルタルの類で仕上げること。
 - エ シャワー並びに湯栓及び水栓を設けること。この場合において、湯栓及び水栓は、コックバルブの類を用い、湯又は水であることを表示すること。
 - オ 適当な数の洗面容器及び腰掛けを備えること。
 - カ 洗い場は、適当なこう配を付し、使用後の湯水を下水溝等に完全に排出できる構造とすること。
- (6) 浴槽は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 床面積は、3平方メートル以上とすること。ただし、サウナ室等については、この限りでない。

イ タイル等の耐水材料を用いること。

ウ 浴槽内の適当な位置に浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)の温度を明示するための温度計を設けること。

(7) 蒸し機やサウナ室等を設置する場合には、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

(8) 貯水槽及び調節槽は、蓋付きとすること。

(9) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を、原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)又は上がり用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)として使用する場合には、当該水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。

(10) 原湯を貯留する槽(以下「貯湯槽」という。)には、貯湯槽内の湯水全体の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水を消毒できる設備が備えられていること。

(11) 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

(12) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の要件を満たすものであること。

ア ろ過器は、1時間当たりで浴槽の容量以上のろ過能力を有したものであり、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。

イ ろ過器の前に集毛器を設置すること。

ウ 循環している浴槽水が浴槽の底部に近い部分で補給される措置が講じられていること。

エ 浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。

オ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

(13) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の湯水を消毒できる設備が備えられていること。

(14) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合には、24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水(以下「連日使用型循環浴槽水」という。)を使用する構造でないこと。

(15) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

(16) 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

(17) 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

(18) 下水溝等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の浸漏を防ぐことができる設備とすること。

(19) 灰、燃えがら等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃えがら等の飛散を防ぐために必要な設備を設けること。

(20) 入浴者用飲料水の設備を設けるときは、その旨を表示し、飲料水の水質については、水道法第4条第1項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める水質基準に適合すること。

(21) 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある娯楽設備を設けないこと。

(22) 上階に浴室を設けるときは、その階下は、鉄筋コンクリート、鉄骨又はレンガ造りとすること。

(23) 第2条第3項第4号に規定する公衆浴場が有する保養又は休養のための附帯施設は、その床面積を、1室33平方メートル以上とすること。

2 個室付公衆浴場の構造設備の基準

(1) 個室には、入浴に必要でないものを置かないこと。ただし、入浴者の所

持する物は、この限りでない。

- (2) 個室の床面積は、5平方メートル以上とすること。
- (3) 待合室は、適当な広さのものを設けること。
- (4) 従業員用休憩室は、適当な広さのものを設け、従業員用かぎ付ロッカーを備えること。
- (5) タオルを保管する戸棚は、個室以外の適当な場所に設けること。
- (6) 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗い設備を設けること。
- (7) 個室内は、個室の出入口から見通しの利く構造とすること。
- (8) 個室の出入口は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 幅0.7メートル及び高さ1.8メートル以上とすること。
 - イ 出入口戸を設けるときは、その上部半分の位置に幅0.6メートル及び高さ0.7メートル以上の透明ガラス窓を設ける等の措置をし、遮へい物を設けないこと。
 - ウ 出入口戸には、かぎを付けないこと。
- (9) 個室には、使用のたびに浴槽水を取り替えることができる浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当な数の湯栓及び水栓を設けること。
- (10) 個室内には、換気及び湯気抜きのための適当な大きさの開口部又は換気扇等の設備を設けること。
- (11) 個室内には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類その他携帯品を収納するための設備を設けること。
- (12) 個室の照明は、そのスイッチを当該個室の外に設け、かつ、1個のスイッチで個室内の全部の照明の点滅をすることができるものとする。
- (13) 蒸し機やサウナ室等を設置する場合には、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

別表第2(第5条関係)

1 普通公衆浴場及びその他の公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準

- (1) 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、床面において適度な照度を有すること。

- (2) 浴場の施設は、常に清潔にし、脱衣室、浴室、便所、洗面容器その他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日1回以上掃除又は洗浄すること。
- (3) 脱衣室及び便所は、毎月1回以上消毒し、ねずみ、昆虫等の発生防止及び駆除に努めること。
- (4) 洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。
- (5) 浴槽水及び上り用湯の温度は、常に摂氏40度以上に保つこと。
- (6) タオル、くし、かみそり等の洗面具を入浴者に貸与する場合は、入浴者1人ごとに消毒したものを貸与すること。
- (7) 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある物品の販売等の行為を行わないこと。
- (8) 営業時間は、日の出から翌日の午前1時までの間において定めること。ただし、市長が公衆衛生上必要があると認めるときは、この限りでない。
- (9) 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- (10) 貯湯槽内の湯水全体の温度を、通常の使用状態においては摂氏60度以上に保ち、最大使用時においては摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (11) 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (12) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、原水若しくは原湯又は十分にろ過した湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。
- (13) 浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、これにより難しい場合には、1週間に1回以上完全に換水すること。
- (14) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン

濃度が高くこの基準を適用することが適当でない場合であつて、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めたものについては、この限りでない。

(15) ろ過器等を使用している場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

イ 浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒するときは、塩素系薬剤は、ろ過器に入る直前に投入すること。

ウ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

(16) 集毛器は、毎日清掃すること。

(17) 調整箱(洗い場の湯栓やシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。)は、定期的に清掃を行うこと。

(18) 水質検査は、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、塩素系薬剤を使用して消毒している連日使用型循環浴槽水にあつては1年に2回以上、塩素系薬剤を使用しないで消毒している連日使用型循環浴槽水にあつては1年に4回以上行い、その結果を検査の日から3年間保管すること。

(19) 前号に規定する水質検査の結果が第9号で規定する基準に適合しない場合には、その旨を市長に届け出ること。

(20) 回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、頻繁に回収槽の壁面の清掃及び消毒を行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の湯水を塩素系薬剤で消毒すること。

(21) 気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

(22) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

(23) 入浴者の見やすい場所に、入浴者が遵守しなければならない事項を掲示する等、入浴者に公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意を呼びかけること。

(24) 浴槽水を公共下水道(污水管に限る。)以外に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。

(25) 衛生管理のための自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に衛生管理について周知徹底させるとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生

管理に関する責任者を定めること。

(26) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

(27) 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品等を掲げ、又は置かないこと。

(28) 従業者の服装及び行動について、風紀を乱すおそれがないようにすること。

2 個室付公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準

(1) 前項第1号から第9号まで及び第26号から第28号までに規定する措置を講ずること。

(2) 浴槽水は、入浴者ごとに完全に換水すること。

那覇市条例第64号
平成24年12月28日

那覇市医療法施行条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市医療法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専属薬剤師を配置すべき診療所）

第2条 法第18条本文の規定により専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第65号

平成24年12月28日

那覇市クリーニング業法施行条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市クリーニング業法施行条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号。以下「法」という。)の施行に関し、クリーニング業法施行令(昭和 28 年政令第 233 号)及びクリーニング業法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（営業者が講ずべき必要な措置）

第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、別表のとおりとする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

1 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所の措置

(1) 一般的措置

ア クリーニング所の床面積は、20平方メートル以上とし、洗濯物の取扱量に応じ十分な面積を有すること。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りでない。

イ クリーニング所は、洗濯場、仕上場、受取及び引渡しを行う場(以下「受渡場」という。)等に区分し、かつ、住居の部分と完全に仕切り、他の用途に使用しないこと。

ウ クリーニング所は、十分な採光又は照明の設備を設けるとともに、換気扇等の機械換気設備を設け、十分な換気を行うこと。

エ 洗濯物の集配容器は、処理済と未処理とに区別し、標示すること。

オ 洗濯機、脱水機、プレス機、アイロン、噴霧機、洗濯物の保管設備及び集配容器は、清潔にし、月1回以上消毒を行い、その実施記録を1年間保存すること。

カ 受渡場には、取扱数量に応じた適当な広さの受渡台を設け、洗濯物を入れる専用の保管設備又は集配容器を備えること。

キ クリーニング所の見やすい場所にクリーニング師の免許証を掲示すること。

ク 営業者は、従事者の氏名、住所、生年月日、採用年月日及び退職年月日を記した従事者名簿を備えること。

ケ 省令第1条に規定する洗濯物を取り扱う場合は、当該洗濯物を他の洗濯物と区別して処理するための専用の容器を備えるとともに、その旨を標示すること。

コ クリーニング所の内外及び業務用の車両(営業者がその業務のために使用する車両(軽車両を除く。))をいう。以下同じ。)は、常に清潔に保ち、月1回以上ねずみ、昆虫等の防除及び消毒を行うこと。

(2) 洗濯場に関する措置

ア 洗濯物の選別を行う選別場を設けること。

イ 染み抜きを行う場合は、専用の場所を設け、換気を十分に行うこと。

ウ 洗濯機、脱水機等洗濯に必要な機械又は器具を備えること。

エ 洗濯に使用する洗剤、溶剤、薬品等を保管できる戸棚又は容器を設けること。

オ 洗濯に使用する水は、衛生上支障のないものを使用すること。

(3) 仕上場に関する措置

ア 洗濯物の取扱量に応じ十分な面積を確保すること。

イ 専用の作業台、アイロン等仕上げに必要な機械又は器具を備えること。

ウ 作業台の被布は、清潔な白布等を使用し、適宜取り替えること。

エ 仕上物は、その他の物と区別できる衛生的な収納設備に保管すること。

2 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所の措置

(1) クリーニング所の床面積は、6.6平方メートル以上とし、洗濯物の取扱量に応じ十分な面積を有すること。

(2) クリーニング所は、隔壁又は適切な方法により一定の区画をなし、同一施設内の他の営業所、住居等と区分すること。

(3) 洗濯物は処理済と未処理とに区別し、保管する設備を設け、かつ、区別して集配できる容器等を備えること。

(4) クリーニング所は、十分な採光又は照明の設備を設けるとともに、換気扇等の機械換気設備を設け、十分な換気を行うこと。

(5) クリーニング所及び業務用の車両は、常に清潔に保ち、月1回以上ねずみ、昆虫等の防除及び消毒を行うこと。

3 無店舗取次店(クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗をいう。)の措置

(1) 業務用の車両は、洗濯物を処理済と未処理とに区別して入れる容器等を備えること。

(2) 業務用の車両は、常に清潔に保ち、月1回以上ねずみ、昆虫等の防除及び消毒を行うこと。

4 ドライクリーニングに有機溶剤を使用するクリーニング所の措置

(1) 適正な位置に溶剤回収装置を備え、かつ、清浄な外気を供給できる換気設備を設けること。

(2) 排液処理装置を備えること(専門の処理業者に委託している場合を除く。)

- (3) 有機溶剤を使用した洗濯物の乾燥は、乾燥機等の装置内で使用した有機溶剤の種類等に応じた適正な温度で行い、かつ、溶剤臭が残留しなくなるまで十分に行うこと。
 - (4) 洗剤、有機溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等及び洗濯に使用した有機溶剤の排液は、それぞれ品名を標示して専用の保管庫等に保管すること。この場合において、有機溶剤は耐溶剤性の密閉容器に入れ、直射日光及び雨水を避けた換気の良い場所に保管すること。
 - (5) 有機溶剤を含む蒸留残さ物、使用済みのフィルターパウダー、カートリッジフィルター、活性炭等の産業廃棄物については、耐溶剤性の密閉容器に保管し、産業廃棄物処理業者に適切に処分させること。
- 5 法第9条に規定する業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)に関する措置
- (1) 営業者は、業務従事者が結核又は伝染性の皮膚疾患若しくはその他の疾病にかかった場合には、直ちにその旨を保健所長に届け出て、その指示に従うこと。
 - (2) 営業者は、保健所長から指示があった場合には、業務従事者に対して前号に掲げる疾病について健康診断を受けさせること。